

『宋会要』道釈部訓註(六)

永井政之
程正
山本元隆
吉田香苗
角田隆真
五十嵐嗣郎

〔100〕

〔原文〕

二年三月、詔、I祖父母、父母在別、無子息侍養、及刑責姦細惡党、山林亡命賊徒、負罪潛竄、及曾在軍帶瑕痕者、並不得出家。

II寺觀容受者、本人及師主、三綱、知事、僧尼、隣房同住、並科罪。有能陳告收捉者、以本犯人衣鉢充実。

III其志願出家者、並取祖父母、父母処分。已孤者、取問同居尊長処分。其師主須得聽許文字、方得容受童行、長髮。候祠部、方許剃髮為沙弥。

IV如私剃者、勒還俗。本師主徒二年、三綱知事僧尼杖八十、

並還俗。

V時大理評事・張師錫上言、民有出家為僧者、父母皆羸老無依、丐食他所。故條約焉。

〔訓讀〕

二年三月、詔す、I祖父母、父母の別に在りて子息の侍養すること無く、及び刑責姦細の悪党、山林に亡命せる賊徒、負罪して潜竄するもの、及び曾て軍に在りて瑕痕を帯びる者、並べて出家するを得ず。

II寺觀、容受せば、本人及び師主、三綱、知事の僧尼、隣房同住、並べて科罪す。能く陳告し收捉する者有れば、本犯人の衣鉢を以て充実す。

Ⅲ其の出家を志願する者、並べて祖父母、父母の処分を取るべし。已に孤なるは同居する尊長の処分を取問せよ。其の師主、須らく聴許の文字を得て、方めて童行、長髪を容受するを得。祠部を候ちて、方めて剃髪するを許して沙弥と為せ。Ⅳ如し私かに剃せば、勅いて還俗せしめ、本の師主は徒二年、三綱、知事の僧尼は杖八十して、並べて還俗せしめよ。Ⅴ時に大理の評事・張師錫、上りて言く、民に出家して僧と為る者有り、父母は皆な羸老して依るところ無く、食を他所に丐う。故に条して焉に約す。

〈解説〉

天禧二年（一〇一八）三月に出された詔、Ⅰでは出家を許可しない三つの事例が挙げられ、Ⅱでは違反した場合は、出家を志願した当事者だけでなく、師僧や諸役僧にも連帯責任を負うことが明記され、Ⅲでは出家する者とそれを受け入れる師僧がそれぞれなすべき手順が示され、Ⅳでは再度私度僧に関する罰則規定が提示され、Ⅴでは本詔勅発布のきっかけとなった張師錫の上奏文が収録されている。張師錫（生卒未詳）は『宋詩紀事』卷一七によれば、開封襄邑の出身、建隆年間の進士で工部侍郎の張去華の子。仁宗に仕えて殿中丞に任ぜられた。『廣西通志』卷五一「知鬱林州」の項には「張師錫（治平の間、任ず）」とその名が見え、鬱林州（広西省）の知事としても治平年間（一〇六四—一〇六七）に活躍した

ようである。

Ⅰで出家不許可として挙げられた三つの事例は、『五代会要』卷一二「顯徳二年五月六日」の勅条に「曾て犯すこと有り、官司の刑責に遭う人、及び、祖父母、父母を棄背して逃亡し、如しくは奴婢、姦人、細作、悪逆の徒党、山林に逃亡して未だ獲られざる賊徒、罪を負いて潜竄せる人等、並べて出家するを得ず」と見え、本勅令が世宗による後周の破仏政策に端を発すると知られるが、僧尼が遵守すべき具足戒「四分律」の諸規定にもその典故を求めることができる。なお、『五代会要』『旧五代史』に見られる世宗の仏教肅清政策については、牧田諦亮『五代宗教史研究』（平楽寺書店、一九七一年）一七三—一八四頁を参照されたい。

まず、記述Ⅰの祖父母や父母を扶養すべき子息の出家を禁じた一つ目の事例は、『四分律』卷三四「受戒健度」の羅睺羅の出家をめぐる輸頭檀那王の懇願（大正蔵二二—八一〇a）に相応する。『四分律』では、釈尊の父親・輸頭檀那王がその孫・羅睺羅の出家を耳にし、釈尊に父母の許可なき出家を制して欲しいと懇願、釈尊はそれを受けて「今より已去、父母、聴さざれば、度して出家せしめるを得ざれ」と出家の条件を設けたという。父母の許可なき出家の禁止は、『四分律』卷三五「受戒健度」の「十遮」にも規定される。『宋会要』では、父母だけでなく、祖父母についても言及している

が、これは先の輪頭檀那王が羅睺羅の祖父に当たたることを踏まえているのかもしれない。

また、罪を犯した悪党や山林に逃亡する賊徒の出家を禁じた二つ目の事例も『四分律』卷三四「受戒慳度」の脱獄した賊囚の出家をめぐる因縁（大正蔵二二一八〇七c）によると考えられる。『四分律』では脱獄して僧伽に逃れた賊囚が比丘に出家を願い出、比丘は彼に直ちに具足戒を授け、出家させた。その成行きを聞いた監獄の官は「沙門釈子、慚愧を知らず。外に自ら称して『我れ正法を知る』と言うも、是の如きは何に正法か有らん。今、此の沙門釈子を觀るに、尽く是れ賊聚なり」と激怒し、その譏嫌を受けて、釈尊は「今より已去、賊を度すを得ざれ」と刑罰を受けるべき囚人の出家を禁止したという。

さらに、かつて従軍して傷を負った者の出家を禁じた三つ目の事例は、『四分律』卷一六「波逸提法第五〇・觀合戰戒」の因縁譚と類似する（大正蔵二二一六七一a）。それによれば、六群比丘が合戦を見ている時、一人の比丘が飛んできた矢に射られ、負傷してしまつた。その様を見た居士たちが負傷した比丘を氣遣うに、比丘は「患うこと無し。向に往きて軍陣の闘うを觀て、箭の為に射らる」と答えた。その回答に居士が「我等、恩愛の爲の故に此の軍陣を興す。汝等出家人、軍中に往きて何の所作ありや。」と譏嫌の念を抱いたことによ

り、釈尊は「觀合戰戒」を制したという。ちなみに『四分律』卷三五「受戒慳度」には従軍の有無に関わらず、身体上に損傷を有する者に具足戒を授けないという規定が設けられているが、これらについて佐藤密雄『律蔵』（仏典講座四、大蔵出版、二〇〇三年）一九頁では「出家して比丘となることと、仏教に入信して仏道を行ずることを区別し、比丘たることを、安易な生活を求めて、世間からの逃避生活に利用することを、やめ、比丘はあくまでも、厳しい出家生活に堪えるものとなすためと考えられる」と解説している。

次にIで出家を禁じた者を私かに度し、寺觀が止住させていた場合の罰則を記したのがIIの記述である。ここでは出家を志願した当事者だけでなく、受戒の本師、三綱（『大宋僧史略』では「寺主（≡知事）」「上座」「悅衆（≡維那）」を三綱とする）や知事の役僧、さらには「隣房」「同住」の者にも罪を科すとしている。具体的な罰則はIVに規定されているように、当事者は即時に還俗、師僧には二年の徒刑（懲役）、三綱、知事の役僧には杖刑をそれぞれ科した上に還俗という嚴罰に処せられた。違反者本人だけでなく、師僧や三綱にも罰則を設けた同類の事例は前稿（四）〔68〕至道元年（九九五）の詔勅（前稿（四）〔66〕、〔72〕）にも見られる。その一方で、本項では、私度僧の違反を通報し捕らえた場合、その者に違反者の所有物を充填（充実）させるという特例も設けられて

いる。これら罪人とともに連帯責任を負わせ、あるいは違反者を官に申告して捕捉して優賞を与える事例も、先の『五代会要』巻一二に依拠するところである。

さて、Ⅰで出家不許可の事例を挙げ、Ⅱでそれに反する罰則を規定した上で、Ⅲでは改めて出家を希望する者と、受け入れる師僧の、度僧に至るまでのそれぞれの正式な手順が示されている。出家希望者は、父母もしくは祖父母から出家の同意（処分）を取り付けることが大前提となるが、それら親族が不在の場合は、同居する家長（尊長）の同意が必要であるとする。家長に出家の許可を求めるこの規定は、律蔵所定の「遮難」には見られず、中国仏教特有の出家規定と言えよう。一方、出家の志願を受ける師主も、必ず親類からの出家許可の文書を得て、それにより「童行」「長髮」として寺に受け入れることができ、さらに、度牒を管理する祠部の命を受け、はじめて剃髪が許され沙弥（沙弥尼）となる、その一連の流れが丁寧なまでに示されている。この手順に違反した罰則（Ⅳ）は先述した通りである。

最後の一段となるⅤには、本詔勅を発するきっかけとなった刑獄の評決を担当する司法官・張師錫の上奏が収録されている。それによれば、息子が断りなく出家し、残された父母は、年老いても身寄りもなく、衣食を別所に求めているという。父母の許可が出家する上で必要不可欠な大前提であるこ

とは先述した通りであるが、宋代の仏教教団にも、釈尊在世時の輪頭檀那王の懇願と同様の問題が、依然として存在していたことが窺える。ちなみに前稿（四）〔60〕の記述によれば、天禧五年（一〇二二）の出家僧尼数は四五万八八五四人で、当時の人口における割合は2.3%であるが、その数に本詔勅で厳しく禁じられた私度僧の数は、当然のことながら含まれていない。

〈山本〉

〔10〕

〈原文〉

五月、詔、応今年閏四月終、以前在京住房僧及五年以上者、各与弟子一人係帳、俟至来年承天節、依例試験経業。後不得為例。

〈訓読〉

五月、詔す、今年閏四月の終に応じ、以前より京に^お住房に住する僧の五年以上に及ぶ者、各おの弟子一人に係帳するを与え、来年の承天節に至るを俟ち、例に依りて試験経業せしむ。後に例と為すを得ざれ。

〈解説〉

天禧二年（一〇一八）五月の詔。閏四月が過ぎたところで、以前から汴京所在の房舎に住する僧で、五年以上を経過した

者には、それぞれが弟子一人を係帳行者とすることを認め、
明年の承天節（一二月二日）には慣例のように試験得度を行
うとする。「住房の僧」の「房」とは、『釈氏要覽』で「房」
を「今の禅居の寮舎の若きなり」、「今の寺院内の各各の住持
者の若きなり」（大正蔵五四―二六三b）と解説するように、
建物としての「房舎」と「住持人」の二つの意がある。

さて、真宗の承天節にちなんだ得度許可の事例はほかにも
多く見られるが、『宋会要』では、早くは前稿（四）〔65〕（淳
化二年・九九年・五台山の諸寺、毎節行者五〇人）にはじ
まり、前稿（五）〔79〕景德二年（一〇〇五）に嘉州大像凌
雲寺で毎節に行者一人を度した以後は、ほぼ毎年のように同
類の詔が發布されている。ただ、本項以前の事例はおおむね
「名のある寺院」もしくは「名を得た僧」に対して得度が許
可されたものであり、在京の住持五年以上の僧すべてを対象
とした「特例」は、『宋会要』では本項が初見である。この
点から見れば、真宗の「普度」に対する方針が緩められたと
考えられる。前稿（四）〔60〕で僧尼総数のピークを迎える
天禧五年（一〇二二）は本詔發布の三年後のことである。

なお、本項末尾には「後に例と為すを得ざれ」とあり、
このような事例を以後に禁じるも、本稿〔109〕、天禧五年
（一〇二二）の詔には、すでに本項同様、在京寺院の住持で、
五年以上の師僧への各行者一人の得度許可が發布され、〔109〕

にはその理由も明記されているのであわせて参照されたい。

〈山本〉

〔102〕

〈原文〉

三年八月三日、^{（數カ）}敕書、天下僧尼道士女冠、見係帳童行、並与
普度。

〈訓読〉

三年八月三日、敕書するに、天下の僧、尼、道士、女冠、係
帳さるる童行、並べて普度を与う、と。

〈解説〉

（天禧）三年八月三日、僧尼、道士、女冠、登録されてい
る童行のすべてに得度を許すという勅書。

本項は、前稿（四）〔66〕で言及したように、元テキスト
では割注形式で記されていた『山堂考索』中の天禧二年の項
（『宋会要』、『宋史』、『佛祖統紀』、『宋朝事實』の記述と照
合する限り、天禧三年の誤りの可能性があるとすると）に当
たる。

この勅旨が下された天禧三年の時点では、普度された全体
の人数が把握されていなかったようである。後述の〔107〕において、
この年に得度を許された者たちに改めて試験を課し、人数を
把握するようにとの勅が下されている。よって次項〔103〕の末

尾に記されている普度の人数は後年に記されたものであろう。

〔吉田〕

〔103〕

〔原文〕

二十八日、命尚書右丞林特、右諫議大夫兼太子右庶子張士遜、提挙祠部普度文牒。

先是、諸州童行披剃祠部胥吏納賂啓俸、有若市僮。或十年不得文牒者故、命特等立限發遣。

特等言、旧例移牒諸州取索籍名、今請止。以祠部見管天禧三年帳出給文字。權於館閣、或經諸司抽差八人赴祠部、併手填寫發遣、駟遞付逐州。

至日、長吏以名以名籍參驗。其遁亡還俗者、咸毀訖以聞。

仍令諸州、先諭寺觀勿得斂錢行用。州県驚拳犯者、斷訖以聞。

又旧童行帳所作弊、楷改通注。小有差誤即不給。祠部從前啓

此倖門、邀納賄賂。今欲勘會。止是小有錯謾非涉詐為、即以空名祠部下本州、委知州通判勘會、詣實填名給付訖奏。仍令祠部置簿、抄上、印押拘管、候了日勾銷。從之。

士遜為樞密、又令知制誥宋綬終其事。凡度二十六万二千九百四十人、道士七千八十一人、女冠八十九人、僧二十三万一百二十七人、尼万五千六百四十三人。

〔訓読〕

二十八日、尚書右丞の林特、右諫議大夫兼太子右庶子の張士遜に命じ、祠部の普度文牒を提挙せしむ。

先に是れ、諸州の童行は披剃するに祠部の胥吏と納賂啓俸すること、有^なお市僮の若し。或いは十年しても文牒を得ざる者あるが故に、特等に命じ限を立て發遣せしむ。

特等言く、旧例には、牒を諸州に移して籍名を取索するも、今止めんことを請う。祠部の見管せる天禧三年の帳を以て文字を出給す。權に館閣に於いて、或いは諸司を経て八人を抽差し祠部に赴き、併べて手づから填寫し發遣せよ、駟^はもて逐州に通付せよ。

至りし日に、長吏は名籍を以て參驗せよ。其れ遁亡、還俗せる者は、咸^みな毀ち訖れば以て聞せよ。

仍つて諸州をして、先ず寺觀に錢を斂^あめ行用すること勿かれと諭さしむ。州県は犯せし者を驚^すかに挙げ、斷じ訖れば以て聞せよ。

又た旧の童行帳の弊と作る所は、楷^ただ改めて通注せよ。小^わかも差誤有らば、即ち給せざれ。祠部、從前より此の倖門を啓き、賄賂を邀納す。今勘會せんと欲す。止だ是れ小^わかに錯謾有るも、詐偽に涉るに非ざれば、即ち空名の祠部を以て本州に下し、知州、通判に勘會を委ね、名を填め詣實して給付し訖わらば、奏せよ。仍つて祠部をして簿を置かしめ、抄上に印押拘管し、了る日を候ちて勾銷せよ、と。之に従う。

士遜は枢密と為れば、又た知制誥の宋綬をして其の事を終わらしむ。凡そ二十六万二千九百四十人、道士七千八十一人、女冠八十九人、僧二十三万一百二十七人、尼万五千六百四十三人を度す。

〔解説〕

天禧三年八月二八日に、尚書右丞林特と右諫議大夫兼太子右庶子の張士遜に、祠部より発行される得度許可の書類を管理せよと勅書が下った。

その理由は、諸州の童行が得度するために胥吏とやり取りをし賄賂を渡す様子は、さながら市場で値段の交渉をする者のようである。また一〇年経っても度牒を得ることができない者もあり、林特たちに命じて期限を限って発給させることとなった。

林特らが上奏するには、旧例では、度牒を諸州に回覧して名前を記録していたが、今後それをやめ、祠部の管理するところの天禧三年の帳簿によって度牒を発給することにする。臨時に、館閣または諸司において役人八人を選出し、祠部へ派遣し度牒を手書きで発給し、各州に馬による飛脚で送り届ける。

届いた日に長吏は名簿と照合し、度牒にある名前を確認する。その中に逃げたり、亡くなったり、還俗した者がいればその度牒を廃棄して報告することを求めた。

諸州は寺観に対して、賄賂を集めて使うようなことをしてはならない、と勧告した。もし違反した者があれば、州県は検拏した後、調査して報告せねばならない。

また、旧の童行帳に不正が見られる箇所には、それを改め、その理由を一つ一つ明記する。少しでも違いがあるようならば発給してはならない。祠部の中では以前から賄賂を受け取ることが横行しているため、事実確認を要求した。ただし、少しの違いがあったとしても、それが故意によるものでなければ、空名度牒を祠部から本州に送り、知州、通判に事実確認を任せ、空名箇所に入れたところで発給させたらば、報告をする。祠部に新たな帳簿を用意させ、上奏されたデータを書き込み、印を押し、管理する。それが完了した後は（旧の童行帳を）抹消せよ、と求めた。

その後、張士遜は枢密となったので、知制誥の宋綬をその任に充てる。道釈合計二六万二九四〇人、道士七〇八一人、女冠八九人、僧二万三二七人、尼一万五六四三人に普度の許可を与えた。

なお『仏祖統紀』巻四四（大正蔵四九一四〇六a）にも次のようにある。

天禧三年八月。聖祖に恭謝し、天下に大赦す。節文に云わく、虚皇の妙道西竺の真乗は、咸く化源を助す。敢て崇奉を忘れんや。応に天下の僧尼、道士女冠、係帳せる

童行は、並べて普度を与う。尚書右丞の林特、祠部文牒を提挙す。是の歳、僧三万二七人、尼万五六四三人、道士七〇八一人、女冠八九人を度す。

また、『宋史』卷三二一にあるように、張士遜が天禧五年(一〇二二)に枢密副使となっていることを鑑みると、枢密となつたのは本勅が下された天禧三年よりも後年、枢密副使となる天禧五年以降である。普度の人数に触れている最後の一文に関しては天禧五年以後に付されたものであろう。

ちなみに本項では、普度の総数は二六万二九四〇人であるが、列挙された合計は二五万二千九四〇人である。この点については、前稿(四)〔66〕で言及されている。

林特は字は士奇、順昌の人。仁宗の時、刑部尚書、戸部尚書、知通進銀台司を務める。『宋史』卷一八三によれば、真宗の命により、豪商によつて独占されていた茶法の改革に取り組んだ。その他『宋史』卷二八三などにも名前が見られる。張士遜(九六四—一〇四九)は、字は順之。陰城の人。『宋史』卷三二一に列伝されており、淳化年間、進士に及第した。侍御史となり、江南・広東・河北の転運使を歴任した。天禧五年(一〇二二)、枢密副使となり、天聖六年(一〇二八)、礼部尚書同平章事集賢殿大学士に上った。翌年、刑部尚書、知江寧府に転じた。明道元年(一〇三二)、再び同平章事に任ぜられた。翌年、判河南府として出向した。宝元元年

(一〇三八)に再び同平章事となった。康定元年(一〇四〇)、太傅として致仕した。皇祐元年(一〇四九)没。『応制』、『春坊』、『雜文』などの文集十種があった。

宋綬は『宋史』卷二九一に列伝され、字は公垂、趙州平棘の人。年一五にして真宗によつて中書門下省から大理評事に遷され、秘閣読書に任ぜられた。大中祥符元年には学士院の試験を受け、集賢院校理となる。知制誥、判吏部流内銓、史館修撰、玉清宮判官を兼任する。

〔104〕

〈原文〉

十月、河北縁辺安撫使劉承宗言、僧人有從北走来者。自今望令勘会。如不係兩地供輸人、及近裏州軍、因虜到北界為僧來、即今結罪保明。委無虚誑、試經申奏、給与祠部。從之。

時辺民有私度為僧、隱于村院、妄称自北界走来、給祠部牒者。故条約之。

〈訓読〉

十月、河北の縁辺の安撫使劉承宗言く、僧人の北より走来する者有り。今より望むらくは勘会せしめんことを。如し兩地にて供輸に係わらざる人、及び近裏の州軍の、虜えらるるに因りて、北界に到り僧と為り来たらば、即今結罪保明せしめ

〈吉田〉

よ。委かに虚誑無くば、試経し申奏すれば、祠部を給与せしめんことを。之に従う。

時に辺民の私かに度して僧と為り、寺院に隠れて、北界より走来せりと妄りに称し、祠部牒を給せらるる者有り。故に之を条約す。

〔解説〕

本項は河北地区の遼との国境地帯において、北方の遼から帰って来る僧の中には、不法に僧籍を名乗っているものがあるので、きちんと調べることを求めたものである。

(天禧三年)一〇月、河北の国境地区を治めている軍政長官の劉承宗は、北方の遼から来た僧について、次のような理由でよく調べる必要があることを上申している。

もし宋と遼のいずれでも税金を納めていないもの、および近裏の州軍の中で遼の捕虜となり、北方で僧となっていたものが帰ってきたら、すぐに罪があるかを調べ明らかにしなければならぬ。取調べの結果、確かにうそ偽りがなければ、試験を課して、合格すれば度牒を申請させ、合格者に度牒を給付するよう上奏したものである。

しかし時には辺境の民で私度僧となり、村の小寺に身を隠して、北方より帰還したものと偽って、度牒を不正に取得したものがいたため、このように上奏され、定められたのである。

安撫使の劉承宗については、『畿輔通志』巻五九・巻六八、『山西通志』巻七六、『万姓統譜』巻五九に記載が見られる。『畿輔通志』巻六八には、「劉承宗は祁州人なり、祥符の初め、保州の知となり、改めて雄州の知となる。郡に在りて治迹有り、詔書もて嘉奨す」とある。『山西通志』巻七六には「大中祥符二年(一〇〇九)河東縁辺の安撫使なり」とある。また、『万姓統譜』巻五九には「知信の子は幼くして善く射し兼ねて書数を習う、真宗の時に官を累ねて定・保州に至る。郡に在りて治迹有り、詔書もて嘉奨す。官は東上閣門使に至る」とある。

〔角田〕

〔105〕

〔原文〕

十一月、詔、三京及諸路州軍、委知州軍通判等、擬今来普度僧尼、催促逐処、並与開壇受戒。如本処元無戒壇、即發遣、就近隣有処受戒。候畢、具逐州県人数单名開坐、入急遞以聞。仍仰祠部、便出給戒牒、空留受戒州軍名目、候到本州軍書填。仍依發祠部例、于提举發遞、普度祠部所送納堪會、入遞赴本州軍。

〔訓読〕

十一月、詔す、三京及び諸の路州軍にて、知州軍の通判等に

委ね、今来より僧尼を普度するに抛り、逐処に催促し、並べ
て開壇し受戒するを与う。如し本処に元より戒壇無くば、即
ち発遣して、近隣の有処に就いて受戒せしめよ。畢るを候ち
て、州県逐の人数、単名を具えて開座し、急通に入りて以て
聞せよ。仍つて祠部に仰がば、便ち戒牒を出給するも、受戒
せし州軍の名目を空留し、本州軍に到るを候ちて書填せよ。
仍お祠部を発する例に依り、提拳より発通し、普度祠部の送
納する所と勘会し、入通して本州軍に赴かせよ。

〔解説〕

三京(長安、洛陽、汴京か?)ならびに路、州、軍(宋代
の各行政区画の名)において、知州軍(州、軍の長官)や通
判(地方官吏、行政の監査を担う)が各地の戒壇を開いて
普度を行うに、僧籍の所在地に戒壇がなく、近隣の戒壇で受
戒させた場合の戒牒発給手続きを指示したものが本勅令であ
る。

それによれば、受戒してのち、各州県で受戒した人数や僧
尼の名を書き連ねた名簿を、飛脚をつかわして上奏させ、そ
の後、祠部から発給された戒牒には、受戒した州軍の地名を
書き込まずに、僧籍所在地の役所(本州軍)にてそれら必要
事項を書くよう指示がなされている。これら一連の手続きは
祠部の規定にもとづいて行われ、提拳(官名)から飛脚をつ
かわし、すでに送付されている度牒のデータと、今般発給さ

れた戒牒を付き合わせて確認し、受戒した僧尼本人に飛脚を
つかわせて通知し、本州軍の役所まで足を運ぶよう通知した。
戒壇がなく受戒に不便な地域に対する特例であるが、あく
までも従来の手続きに則って行わせることで、戒牒の乱発を
制していることが見て取れる。行政範囲が広大で、かつ通信
手段が発達していない当時は、「通」という飛脚により文書
の伝達がなされたようで、本勅令にもしばしばその名が見え
る。

受戒により戒牒が発給され、僧尼本人の手元に届くまでど
れほどの時間を要したのか、また、これら一連の確認作業に
どれほどの確実性があったかは、この記述からは分からない
が、本勅令から中央(祠部)による度牒や戒牒の統括管理を
地方にまで徹底させようとした、祠部の意向が窺える。なお、
後述する〔108〕の勅令にも戒牒発給に関する勅令が記録され、
その手続きの煩雑さが問題とされているので、あわせて参照
されたい。

〔角田〕

〔106〕

〔原文〕

四年四月、提拳発遣普度祠部所言、尚書祠部印下白本祠部並
封皮、係慎鋪階街、繫書発遣。本官丁母憂、祠部承例、用木

押字靨子発遣。其白祠部並封皮万数不少、並係三月終已前印下。今来已是三司併手書填、若更候新判官員自新著字、伏恐積圧住滞。欲乞委新判祠部馮元、于慎鏞官位下面、用鏞木押字靨子発遣。従之。

〔訓読〕

四年四月、提挙、普度祠部を發遣し言う所は、尚書祠部は白本の祠部並びに封皮に印下し、慎鏞を階銜に係わらしめ、繫書を發遣せり。

本官、母憂に丁り、祠部は例を承け、木の押字靨子を用いて發遣せり。其の白祠部並びに封皮、万数少なからざるも、並べて三月の終りし已前に印下するに係る。今来、已に是れ三司と併せて手書にて填す。

若し更に新判の官員を候ちて自ら新たに著字せしむるは、伏して積圧住滞するを恐る。欲乞わくは新判祠部馮元に委ね、慎鏞官位の下面におき、鏞の木の押字靨子を用いて發遣せしめんことを。之に従う。

〔解説〕

本項は、尚書祠部が母親の喪にしたがっているが、処理すべき書類が多いので、馮元を慎鏞の配下につけて、慎鏞の代わりに行うことをまとめた上奏文である。

即ち天禧四年（一〇二〇）四月、祠部はつぎのように上奏したのである。

従来、尚書祠部は白紙の度牒およびそれを収める帯封に印をし、慎鏞を階銜（担当の役人）に任命した旨の通達をつけて発給してきた。

ところで尚書祠部の責任者慎鏞は、今、母親の喪に服しているが、これまでの慣例に従って、木製の花押の靨子を用いて発給する。

白紙の度牒とその帯封は大量にあったが、三月末までに全ての白紙の度牒に印を下し、戸部、度支司、塩鉄司の担当者との協力を得て手書きで書き込みをしている。

さらに新しく官員を決定して、新しい印をつくるならば、大量の白紙度牒がとどまり、仕事が滞るおそれがある。そこで新たに祠部となった馮元を慎鏞の下におき、慎鏞の木製の靨子を用いることを委ね、度牒を発給することを求めている。

なお、靨子については不明であるが、靨とは歯がそろう、歯が触れ合う音という意味から、靨子はおそらく、偽造防止のために花押を刻んだスタンプ状の凹凸を付けるものではないかと思われるが、詳細は不明なので後致をまちたい。

慎鏞は『嘉泰吳興志』卷一四、三七頁によれば、後の景祐元年（一〇三四）六月より三年六ヵ月間、礼部郎中秘閣理を任務している。

また馮元については、『宋史』卷二九四によれば、宋、南

海の人。字は道宗。進士に中第して江陰尉を授かる。さらに崇文院檢討兼国子監直講に拔擢される。真宗の時、詔を奉じて易を講ずる。仁宗の朝、孫奭と並進して経術を講論する。仁宗即位の時、戸部員外郎に移り、直学士侍講となる。後に、戸部侍郎に至る。没後、本部尚書を贈られ、諡は章靖。性格は簡厚にして、声名を意に介せず、古今の台閣の事を識り、最も易に精通していた。

〔五十嵐〕

〔107〕

〔原文〕

六月、開封府言、去年準勅、並令普度、即日別無係帳数。案太平興国七年普度、後至八年、供申重行（編カ）編帳試経。将来承天節望依此例。従之。

〔訓読〕

六月、開封府言く、去年勅に準ずれば、並べて普度せしむるに、即日別に係帳の数無し。

太平興国七年の普度を案ずるに、後八年に至りて、重ねて編帳試経を行ずるを供申す。

承天節に来たるをもつて此の例に依るを望む。之に従う。

〔解説〕

本項は〔102〕に記述されている天禧三年（一〇一九）八月三日に勅命で普度された道士・女冠・僧・尼に対して、試験

を課すことを上奏したものである。

開封府が伝えるところでは、去年勅命によって普度した道士や僧などの数は、把握されていない。そこで太平興国七年（九八二）の普度特放を行った（前稿〔四〕〔63〕参照）際には、翌年編帳試経が供申されたのと同じように、今年の承天節の時までには、昨年普度特放したものとすべてに對して、編帳試経を講ずるようにと上奏したものである。

ちなみに本稿〔103〕には、天禧三年八月三日に普度した人数が記載されており、同年八月二八日の時点で普度した人数が把握されているように見える。しかしこの数は枢密の張士孫が知制誥の宋綬に命じて普度した人数を調べた結果であり、張士孫が枢密副使に任命されたのは、〔103〕の解説のように天禧五年（一〇二二）であり、天禧四年六月の時点では、天禧三年八月に勅命で普度された人数は把握されていないのである。

また、承天節に合わせて試経を課す例はその後も引き継がれ、本稿〔109〕にもこの例が見受けられる。

〔五十嵐〕

〔108〕

〔原文〕

閏十二月、玉清昭応宮副使、工部尚書兼太子詹事林特言、提

挙發遣普度祠部了畢。其普度戒牒、若再令祠部書填印押、必恐展轉延遲。今欲只從當所、將天禧二年奏帳、並逐処、今來、繳迴承領普度祠部内、引據見在實給過祠部人数、寺院名額、法名、便書填戒牒用印、並写内引、不以遠近先後、実封發往、逐処給散。所有合支用錢物、各依天禧三年十一月勅、並從官給。仍乞催從管于天禧五年承天節前受戒、給付戒牒訖。仍具帳供報勾銷文簿。

如有受得普度祠部、未得受戒牒日前事故、婦俗、身死、其戒牒並祠部、仰知州軍通判、躬親勸會毀抹、大書因依、具狀封迴、赴本所送納。從之。

〔訓讀〕

閏十二月、玉清昭応宮副使、工部尚書兼太子詹事林特言く、普度祠部を提挙發遣し了畢れり。其の普度戒牒は、若し再び祠部をして書填、印押せしむれば、必ず展轉して延遲するを恐るべし。今欲するに、只だ當所に從いて、天禧二年の奏帳を將て、並びに処ごとに、今來、繳迴承領せる普度祠部の内、見在の實に給過する祠部の人数、寺院の名額、法名を引拋し、便ち戒牒を書填して印を用い、並びに内引を写し、遠近や先後などを以てせず、実封して發往し、処ごとに給散せんことを。所有あらゆの合に支用すべき錢物は、各おの天禧三年十一月の勅に依り、並べて官從り給すべし。

仍お管に從いて天禧五年の承天節の前において受戒し、戒牒

を給付し訖ることを催すを乞う。仍お帳を具して供報し、文簿より勾銷せんこと。

如し普度祠部を受得せるも、未だ戒牒を得受する日の前に事故、婦俗、身死など有らば、其の戒牒並びに祠部は、知州軍通判を仰ぎて、躬ら親しく勸會し毀抹して、因依かひを大きく書し、狀を具し封をして迴し、本所に赴きて送納せんことを。之に從う。

〔解説〕

本項は、林特による度牒の發給完了の報告と、これから戒牒の發給に際し、手続きの簡素化をはかる提案をまとめた上奏文である。なお、林特については、本稿〔103〕の記述を参照されたい。

天禧四年（一〇二〇）閏一二月に、林特が次の内容を上奏したのである。祠部では度牒の發給はすべて完了した。ただ、戒牒については、度牒と同様に祠部で確認作業をした上で、空欄の書き込みや、押印を行うならば、手続きが煩雜となり、發給に遅延が生じるおそれがある。そこでお願いしたいことは、祠部においては、天禧二年に作成された僧籍簿のデータデータを、今回各地から戻される度牒受領の控えとつきあわせ、現に發給した度牒の人数、寺院ごとの員数や法名などの情報に準拠して、戒牒の空欄にそれらを書き込んで捺印し、さらにその内引（書込の証拠の意味か）となるものも合わせて写し、

距離の遠近や順番の前後などを問わず、戒牒を厳封して各地に発送し、それぞれ(の州府軍などで)発給してもらう。この過程において発生するすべての出費は、それぞれ天禧三年二月の勅に準拠し、すべて官費でまかなうことが提案された。

そして、僧侶に対しては、(役所の)指図に従って来る天禧五年の承天節までに受戒させ、戒牒の交付を済ませるよう督促し、僧籍簿とのつき合わせも行う。なお(その人数を)帳面につけて報告し、(これをもって受戒を待つ者の)リストから抹消してもらう。もし仮に度牒を受けたものの、戒牒を受ける前に、事故にあつたり、還俗したり、死亡したりするようなことがあつたならば、当人の戒牒及び度牒については、現地の知州軍や通判などが自らそれを確認した上で抹消するとともに、その理由を大きく記した上で書状をつけて本所に送付するよう提案されたのである。

ここで言及された天禧三年(一〇一九)の勅命については、おそらく本稿の〔102〕に相当するものと思われるものの、度牒の発給に際しての費用は、すべて官費でまかなうらしき記述は見あたらない。

また、本項の最後に触れたアクシデントにあつた僧尼の度牒、戒牒の返還先として、「本所」という曖昧な表現にとどまっている。これは当たり前のように、度牒、戒牒の発行元となる祠部のことと思われる。ところが、これについては、『宋

会要』「道釈部」「職官部」、『慶元条法事類』の三者には齟齬が見られる。すなわち、前稿(四)〔68〕では、その返還先を祠部とするのに対して、「職官部」一三「哲宗」の条では礼部とし、さらに『慶元条法事類』卷五一では尚書省としていのである。なぜこのような齟齬が生じたのか、この原因については、目下未詳である。なお、これらの詳細については、前稿(四)〔68〕を参照されたい。

〈程〉

〔109〕

〈原文〉

五年三月、詔、自今在京寺院房廊住持僧、及五年已上、委實不是自外暫來者、令本寺三綱、主首及僧司結罪保明、每人許判狀係行者一人、候至承天節、依例試經。

先是、樞密直學士李潛言、在京諸寺院、多有外來僧人、于寺院主首處偽作借錢借房文字、冒稱住房僧人。以凶收係童行入帳。請自今応外來僧尼、並不得收係童行。詔從其請。至是、僧徒上言故降條約。

〈訓誥〉

五年三月に、詔す、今より在京の寺院の房廊に住持する僧の、五年已上に及び、委かに実(まこと)は外より暫く来たる者にあらざれば、本寺の三綱、主首及び僧司をして結罪保明せしめ、人こ

とに判状係の行者一人を許し、承天節に至るを候ちて、例に依りて試経せよ。

先に是れ、枢密直学士李濬言く、在京の諸寺院は、外来の僧人有りて、寺院の主首の処において錢を借り房を借る文字を偽りて作り、住房せる僧人と冒りて称すること多し。以て係の童行を取めて帳に入るを図る。請う、今より応に外来せる僧尼は、並べて係の童行を取むること得べからざるを。詔して其の請いに従う。是に至り、僧徒より上言するが故に条約を降す。

〈解説〉

本項の前半は、汴京の寺院にいる滞在五年以上の住房僧に對し、条件付きで判状係（書状係のことか）の行者一人の得度を認める勅命であり、後半はそれにいたった理由を述べたものである。

前半は、天禧五年（一〇二一）三月に出された勅命で、今後汴京の寺院においてそれぞれの房廊に住持して五年以上に及ぶもので、なおかつ外部からやってきてたまたま滞在するものでなければ、その寺院の三綱、主首及び僧司に結罪保明させた上で、一人につき判状係として行者一名の得度を許し、毎年の承天節に合わせて旧例に従って試経を行うという内容である。

そして後半は、その理由を明らかにしたものである。すな

わち、かつて李濬が次のような奏文を提出したのである。

李濬によれば、汴京の諸寺院において、外来の僧侶がいて、その寺院の主首に勝手に借金をしたり房廊を借りたりして、偽りの文面を作成し、房廊に住持する僧侶になりすましたものが多くいた。そうした連中はいずれも係帳の童行を得て僧籍簿への記帳を目的とするから、今後こうした外来の僧尼に對して、童行を与えてはならないことを願うという。朝廷はこれを聞き入れて、実施してみたところ、僧侶からの反対の聲が上がったために、こうして勅文として明文化されたという。

ここでいう「結罪保明」とは、それぞれの所行を点検し身元保証を確認するという意味であろう。ただ、「房廊」の意味は必ずしも明確ではなく、仮に前稿（五）（88）で言及された「住房」の「房」と同義であると解釈してみた。また「判状係」についても、未詳である。

なお李濬については、前稿（五）（88）項に既出しており、参照されたい。

〈程〉

〔110〕

〈原文〉

仁宗天聖二年二月、以真宗大祥、詔在京寺觀等、第特度童行、其經行幸、及所過、亦特制度。

玉清昭応宮七人。景靈宮、会靈宮、会靈觀、各五人。祥元觀三人。開寺塔下一人、寺衆一人。相国寺知殿一人、寺衆一人。太平興国寺、天清寺、景德寺、顯寧寺、顯淨寺、顯聖寺、報恩寺、啓聖院、定力院、実相院、觀音院、天寿院、皇建院、普淨院、洪福院、普安院、等覺院、奉先資福院、鴻禧院、長慶院、護国院、広福院、光教院、乾明寺、崇夏寺、崇真資聖院、妙覺院、上清宮、太一宮、建隆觀、寿寧觀、同真觀、太和宮、崇真觀、各二人。

法濟觀、龍華院、英惠院、南法濟院、龍華院、英惠院、南法濟院、西報恩寺、香積院、智度院、万寿院、禪惠院、永寧院、広濟院、淨福院、寿寧院、東普濟院、惠聖院、惠濟院、積慶院、福聖院、延祥院、靈芝院、普濟院、広濟院、惠安院、報恩院、興教院、福田院、崇福院、受齋院、仁和院、多慶院、崇因院、広惠院、妙法院、衛王公主院、惠民院、開聖院、淨惠院、旌孝院、崇国院、報国院、承天院、各一人。

其曾經行幸処、西京及永安県、南京、兗州及奉符県、亳州及衛真符、天雄軍、澶州、河中府、慶成軍逐路、各度二人。行幸曾經過処、開封府、濮州、鄆州、鄭州、華州、同州、孟州、滑州、陝府、各度一人。

〈訓読〉

仁宗の天聖二年（一〇二四）二月、真宗の大祥を以て、在京の寺觀等に詔し、第に特に童行を度せしむ。其の行幸を經、

及び過る所も亦た特に剃度せしむ。

玉清昭応宮は七人。景靈宮、会靈宮、会靈觀は各おの五人。祥元觀は三人。開寺塔下は一人、寺衆一人。相国寺は知殿一人、寺衆一人なり。（以下、訓読を略す）

〈解説〉

本項では真宗の大祥忌にあたり、童行の得度を許された六宮七觀、一二寺五六院、計八二の宮觀寺觀名が列挙されている。紙数の関係から寺の位置や歴史等については割愛し、ここでは、清、周城『宋東京考』（中華書局、一九八八年）、清、宋繼郊『東京志略』（河南大学出版社、一九九九年）、周宝珠『宋代東京研究』（河南大学出版社、一九九九年）を参考に、各宮觀寺院について言及する史料を提示するのみにとどめたい。

玉清昭応宮↓『談圃』『石林燕語』卷三・卷七『退朝録』『宋史』卷八・卷九・卷十二・卷二十六・卷二十九・卷三〇四・卷三〇五・卷三〇九・卷三一〇・卷三一〇・卷四三二・卷四四二『沂公言行録』『続聞見近録』『遯齋閒覽』『筆談』『鼂氏客語』『中興紀聞』卷一『厚德録』『容齋三筆』『王氏画苑』『茅亭客話』卷一『田居乙記』『統文獻通考』『宋稗類鈔』『玉堂鑑綱』史学提要箋釈『山堂肆考』『統資治通鑑長編』（以下、『長編』）卷八三卷一〇八卷一四四『燕翼詒謀録』卷二『宋朝事實』卷七『汴京遺蹟志』卷八『宏簡録』卷一〇〇『帰田録』

卷一『珍席放談』卷下『苕溪漁隱叢話後集』卷二九『孫公談圃』
卷中『清虛雜著補闕』『愧郊錄』『澗水燕談錄』卷一・卷五
『東軒筆錄』卷一・卷二『玉海』卷二八・卷三〇・卷三二・
卷三三・卷五一・卷九三・卷九八・卷一〇〇・卷一〇五・卷
一九五・卷一九七・卷二〇〇『聖朝名画評』『古今合璧事類
備要外集』卷九『歐陽文忠全集』卷三〇『歐江逸志』。

景靈宮↓『文獻通考』『資治宋元通鑑』『朝野雜記』『揮塵
前錄』卷一『塵史』卷上・卷下『圖画見聞志』『聞見前錄』『退
朝錄』『朝野類要』『東萊詩話』『統文獻通考』『宋史』卷八・
卷九・卷一三・卷一四・卷一六・卷一七・卷一八・卷二三・
卷一〇九・卷一八八・卷三〇二・卷三〇五・卷三四二・卷
三四三・卷三五六『宋朝事實』卷六『清波雜志』卷一『鉄
困山叢談』卷四『愧郊錄』卷一三・卷一四『画史』『冷齋夜
話』卷一〇『困学紀聞』『古今合璧事類備要外集』卷九『玉
海』卷二七・卷三〇・卷三一・卷三三・卷五一・卷五七・卷
八〇・卷八二・卷九三・卷九七・卷一〇〇・卷一〇五・卷
一一三・卷一六〇・卷一九五・卷一九七『建炎以來朝野雜
記』卷二『歐陽文忠全集』卷五・卷一一・卷一三・卷八三・
卷八七・卷八八・卷一一一『東坡全集』卷一六・卷二三・卷
四一・卷八一『蘇詩補注』卷二九・卷三六『蘇魏公集』卷
一二『栞城集』卷一五・卷三三『双甕齋文集』卷七『太史集』
卷二『西溪集』卷一『苕溪漁隱叢話前集』卷三九『野人詩話』

『汴京遺蹟志』卷八・卷一一『東京夢華錄』卷一〇。
会靈宮↓未詳。

会靈觀↓『国朝会要』『埽田錄』『甲申雜記』『圖画見聞志』
『王氏画苑』『朝野類要』『宋史』卷八・卷九・卷二二〇・卷
三〇二『汴京遺蹟志』卷一〇『玉海』卷三三〇・卷三一・卷
三二・卷一〇〇・卷一九五『聖朝名画評』『歐陽文忠全集』
卷三四・卷三五・卷三八『公是集』卷二九『施注蘇詩』卷四
『宋朝会要』『長編』卷八二・卷八三・卷一〇〇。

祥元觀↓祥源觀かもしれぬ。『国朝会要』『宋史』卷八・卷
一一・卷二八三『文獻通考』『海録碎事』『汴京遺蹟志』卷
一〇『玉海』卷一〇〇・卷一九六『臨川先生文集』卷一八『歐
陽文忠全集』卷一二五。

開宝塔↓開宝寺塔の意であろう。『汴京遺蹟志』卷一〇・
卷一一『長編』卷一・卷八一〇『東京夢華錄』卷三『北
道刊誤志』『埽田錄』卷一『楊文公談苑』『玉壺清話』卷二『儒
林公議』『輪軒雜錄』『行宮雜錄』『筆談』『談苑』『燕翼詒謀錄』『統
文獻通考』『尚友錄』『公是集』卷八『歐陽文忠全集』卷五『彭
城集』卷一三・卷一六『鉄困山叢談』卷一・卷三・卷五『默
記』卷二『澗水燕談錄』卷一『宛陵集』卷四八『聖朝名画評』
『玉海』卷三三〇・卷七三・卷一九五『宋史』卷二・卷四・卷六・
卷七・卷九・卷一六・卷三二〇『圖画見聞志』。
相国寺↓『談叢』『夢溪筆談』卷一七『王氏画苑』『圖画見

聞志』『東京夢華錄』卷三『燕翼詒謀錄』卷二『塵史』『演繁露』『鉄冨山叢談』卷三・卷四・卷五『帰田録』卷一・卷二『聞見後録』『默記』卷上・卷中・卷下『国老談苑』『石林詩話』『鶴林玉露』『癸辛雜識』『說楮』『智囊補』『祥符県志』『統文獻通考』『無錫県志』『筠廊偶筆』上『劉虞部詩集』『旧五代史』卷四・卷七六・卷八一・卷八四・卷一〇八・卷一三一『新五代史』卷三二・卷五七『宋史』卷一・卷三・卷六・卷一一・卷一三・卷一五・卷一七・卷二三・卷一七九・卷二九八・卷三二八『南唐書』卷一一『大金国志』卷三二『清波雜志』卷二・卷六・卷八・卷一一『清波別志』卷上・卷下『老旧統聞』卷七『曲洧旧聞』卷四『塵史』卷中・卷下『聞見後録』卷二八『聞見前録』卷一三『却掃編』卷下『石林燕語』卷三『墨莊漫録』卷二・卷四『癸辛雜識別集』上『癸辛雜識外集』『東軒筆録』卷一三『歐陽文忠全集』卷八四・卷八五・卷八九『東坡全集』卷四一『東坡全集統集』卷二『淮海集』卷九『湛淵靜語』卷二『交州稟』『中州集』卷二・卷一〇『帰田詩話』卷二『汴京遺蹟志』卷二・卷八・卷一〇『如夢録』『十二筆舫雜録』卷七『明詩綜』卷九〇『秦蜀駢程後記』下『書影』卷三・卷六『瑣事閑録』卷上『菱江集』『生香書屋詩集』卷五・卷七『子乘識小録』卷六『中州詩鈔』卷三〇『中州初游集』『寓鶴山房詩存』卷四『青墅詩鈔』卷一『慎独齋吟牘』『四百三十二峰草堂詩鈔』卷一四『迦陵詞全集』卷一九『培

蔭軒詩集』卷二『迦陵文集』卷九『紅雪山房詩鈔』卷八・卷九『遂初堂集予游草』『瓶城山館詩鈔』卷八『大小雅堂詩鈔公車集』『中原攬轡集』『釈真詮紀録』『薛文清集』『長編』卷一四・卷一三五・卷三三七・卷三五〇。

太平興国寺↓『国朝会要』『遺史紀聞』『楓窗小牘』『汴京遺蹟志』卷一〇『長編』卷一六・卷一八・卷一〇六・卷一〇九・卷一一九『東京夢華錄』卷三『宋史』卷七・卷一〇『北道刊誤志』『玉海』卷三四・卷二六〇『冷齋夜話』卷八・卷九『石林燕語』卷四『歐陽文忠全集』卷八二・卷八四・卷八七『蘇詩補注』卷三三・卷三五・卷三六『東坡全集』卷二一『山谷外集詩注』卷一五『公是集』卷五〇『彭城集』卷一〇『淮海集』卷一一『簡齋詩鈔』『宋史』卷四・卷六・卷九『愧郊録』卷六。

天清寺↓『默記』卷七『庚溪詩話』『旧五代史』卷二二七『簡齋集』『宋史』卷六・卷一一・卷一三『汴京遺蹟志』卷一〇『礼山園詩集』卷八『瓶城山館詩鈔』卷九。

景德寺↓『竹坡詩話』『東京夢華錄』卷三『一統志』『河南通志』『函画見聞志』卷三『玉海』卷九三『揮塵三録』卷二『滉水燕談録』卷四・卷一〇『塵史』卷中『歐陽文忠全集』卷三八・卷五八『宛陵集』卷一五『西谿集』『彭城集』卷一六『公是集』卷九『汴京遺蹟志』卷一〇『筠石山房詩話鈔』。

顯寧寺↓『宋東京考』卷一四『東京夢華錄』卷三。
顯淨寺↓顯靜寺か。『宋東京考』卷一四『汴京遺蹟志』卷

一〇。

顯聖寺↓『婦田録』卷二『冷扇夜話』『汴京遺蹟志』卷一〇『北道刊誤志』『東坡全集』卷四一。

報恩寺↓『東京夢華録』卷三。

啓聖院↓『東京記』『石林燕語』卷一・卷四『退朝録』『玉海』

卷三〇・卷三二・卷一六〇・卷一六八・卷一九六『古今合璧』

事類備要外集』卷九『臨川先生文集』卷一八『淮海集』卷九『鉄

田山叢談』卷五『柳行録』『歐陽文忠全集』卷八四・卷八六『蘇

詩補注』卷三六『宋史』卷五・卷六・卷三二六『汴京遺蹟志』

卷一一『北道刊誤志』。

定力院↓『江行雜録』『曲洧旧聞』卷一『清異録』『王氏画

苑』『行宮雜録』『佩文韻譜』卷五十引『画見聞志』『石林燕語』

卷一〇『歐陽文忠全集』卷一四・卷一四九『汴京遺蹟志』卷

一一『婦田録』卷一『東京夢華録』卷三『北道刊誤志』。

実相院↓宝相院だろうか。『宋東京考』卷一六『歐陽文忠

全集』卷一九『宋史』卷七『東京夢華録』卷三『北道刊誤志』

『汴京遺蹟志』卷一〇『長編』卷二五六『司馬温公集』卷五。

觀音院↓『続文獻通考』『東京夢華録』卷二『北道刊誤志』

『揮塵録・後録』卷七『汴京遺蹟志』卷一一。

天寿院↓未詳。

皇建院↓『画論』『龍川別志』卷上『東京夢華録』卷二『汴

京遺蹟志』『旧五代史』卷一一四・卷一二一。

普淨院↓『北道刊誤志』。

洪福院↓『邵氏聞見録』卷八『長編』卷一五九『玉海』卷

一六八『清江集』『黄文節公全集』卷一〇『蘇詩集注分類』

卷二三『汴京遺蹟志』卷一〇『宋史』卷九。

普安院↓『長編』卷一七五・卷一九三『師友談記』『北道

刊誤志』『東京夢華録』卷六『汴京遺蹟志』『宋史』卷八『石

林燕語』卷四。

等覺院↓『墨林快事』『宋史』卷二『汴京遺蹟志』卷一一『東

京夢華録』卷三。

奉先資福院↓『玉海』卷一六〇『邵氏聞見録』卷一『長編』

卷一六一・卷一九一『北道刊誤志』『石林燕語』卷四。

鴻禧院↓『汴京遺蹟志』卷一一。

長慶院↓未詳。

『三学』護国院↓『汴京遺蹟志』卷一一『長編』卷一〇六。

広福院↓未詳。

光教院↓未詳。

乾明寺↓『宋東京考』卷一四『長編』卷一八・卷六七『汴

京遺蹟志』卷一〇『東京夢華録』卷三・卷六『北道刊誤志』『夷

堅支』丁一。

崇夏寺↓『宋東京考』卷一五『宋史』卷一『東京夢華録』

卷六『長編』卷二『夷堅支』丁一。

崇真資聖院↓『盧浦筆記』卷八『宋史』卷八『長編』卷

七六・卷一〇六『汴京遺蹟志』『湘山野録』卷上。

妙覺院↓未詳。

上清宮↓『東京記』『談圃』『至正集』『雲烟過眼録』『統文獻通考』

『居易録』『宋史』卷五・卷六・卷一〇・卷一一・卷一七・卷三四『汴

京遺蹟志』『玉海』卷三〇・卷三三・卷七五・卷八八・卷九三・

卷一〇〇・卷一〇九『凶画見聞誌』『鉄冢山叢談』卷三『梁谿

漫志』卷四『侯鯖録』卷二『孫公談圃』卷中『玉壺清話』卷

六『齊東野語』卷二『画画見聞志』『困学斎雜録』『東坡全集』

卷二五・卷二二『蘇詩補注』卷四八『彭城集』卷九『淮海集』

卷七『中州集』卷二・卷四・卷六・卷一〇『上清儲祥宮記略』

『汴京遺蹟志』卷八『居易録』卷九『東京夢華録』卷三『長編』

卷三七・卷一四五・卷一九五・卷四二三・卷四六六。

太一宮↓『退朝録』『石林燕語』『中呉紀聞』『国朝会要』『文

獻通考』『夢溪筆談』『容齋三筆』『宋史劉黻伝』『山堂考索』『榮

稗類鈔』『河南通志』。

建隆觀↓『宋史』卷二・卷四・卷二二『玉海』卷三〇・卷

一〇〇『澠水燕談録』卷四『歐陽文忠全集』卷八二・卷八四

『蘇詩補注』卷五〇『長公外紀』『汴京遺蹟志』卷一〇『宋朝

事実』卷七『東京夢華録』卷三『北道刊誤志』『倦遊録』『談苑』

『画論』『統文獻通考』『河南通志』。

寿寧觀↓『宋史』卷五・卷九『長編』卷一〇五。

同真觀↓未詳。

太和宮↓『東京夢華録』卷三。

崇真觀↓未詳。

法濟觀↓未詳。

龍華院↓未詳。

英惠院↓未詳。

南法濟院↓未詳。

西報恩寺↓未詳。

香積院↓未詳。

智度院↓未詳。

万寿院↓未詳。

禪惠院↓未詳。

永寧院↓未詳。

広濟院↓未詳。

浄福院↓未詳。

寿寧院↓未詳。

東普濟院↓未詳。

惠聖院↓未詳。

惠濟院↓『東坡全集』卷六三。

積慶院↓未詳。

福聖院↓未詳。

延祥院↓未詳。

靈芝院↓未詳。

普濟院↓未詳。
惠安院↓未詳。
報恩院↓『宋東京考』卷一六『汴京遺蹟志』卷一
興教院↓未詳。
福田院↓『汴京遺蹟志』卷一。
崇福院↓未詳。
受釐院↓未詳。
仁和院↓未詳。
多慶院↓『長編』卷三四二。
崇因院↓未詳。
広惠院↓『汴京遺蹟志』卷一。
妙法院↓未詳。
衛王公主院↓未詳。
惠民院↓未詳。
開聖院↓『汴京遺蹟志』卷一。
浄惠院↓『汴京遺蹟志』卷一。
旌孝院↓未詳。
崇国院↓未詳。
報国院↓未詳。
承天院↓未詳。

〈永井〉